# 松江市 報道提供資料

令和７年１０月８日

件名

指定障がい福祉サービス事業者への行政処分について

内容

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）の規定に基づき、別紙とおり行政処分を行い、通知しましたのでお知らせします。

【問い合わせ】

健康福祉部障がい者福祉課　　担当：川島　　電話：0852-55-5946

令和7年10月8日
健康福祉部障がい者福祉課

指定障がい福祉サービス事業者への行政処分について

松江市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123 号。以下「法」という。）の規定に基づき、下記のとおり指定の一部効力の停止をしますのでお知らせします。

1. 対象事業者（法人）

（1） 事業者名称　一般社団法人障害者自立支援センター
（2） 代表者　代表理事　芦田　考正
（3） 所在地　兵庫県姫路市四郷町本郷 150 番地 1

2. 対象事業所

（1） 事業所名称　就労支援事業所らいとあっぷ　まつえ
（2）所在地　松江市東津田町 1727-1
（3）事業種別　就労継続支援 A 型
就労継続支援 B 型

3. 処分内容

（1） 処分内容　指定の一部効力停止（新規利用者の受入停止・6か月間）
報酬支払制限（3割減額・6か月間）
（2） 処分年月日　令和 7 年 10 月 8 日
（3） 処分期間　令和 7 年 10 月 8 日～令和 8 年 4 月 7 日

4. 処分理由

（1）事業所の職員が、一部の利用者の方や他の職員に不適切な発言を繰り返し行った。
（2）施設外就労にかかる要件を満たさずに、施設外就労を実施していた。
（3）個別支援計画が未作成にもかかわらず、個別支援計画未作成減算を適用しないで、不正に訓練給付費を請求し、受領した。
（A 型事業所不正請求額：概算 4,345,380 円）
（B 型事業所不正請求額：概算 2,281,850 円）

5. 利用者について

本処分により、事業所を現に利用している方への影響は生じません。